

# 成年後見だより

～ほほえみをいつまでも～

vol. **29**

令和4年1月

発行：ちよだ成年後見センター  
TEL：03-6265-6521

## contents

**1** 意思決定支援を考える

**2** **後見に関することをここでcheck!**  
後見サイトを知っていますか？

**3** **“初めて知る”シリーズ**  
“公証役場”ってどういうところ？

**4** **多くの人に見てほしい♡**  
成年後見センターからのご案内

「どうせ、わからない」  
と決めていませんか？



**自分のことは、自分で決めます**

認知症や障がいがあっても、わかっていること、その人の意思があります。言葉で伝えることが難しくても、周りの人は本人が意思表示できる方法で意思をくみとり、本人が自分で自分のことを決められるように手助けすることが大切です（**意思決定支援**）。

支援の手があれば自分の思いを伝え、自分らしく暮らすことができます。

「**福祉サービス利用支援事業（日常生活自立支援事業など）**」

「**成年後見制度**」は、高齢者・障がい者の権利を守り、

地域で生活する高齢者・障がい者を支えるための制度です。

詳しくは、**ちよだ成年後見センター**にお問い合わせください。

# 後見サイトを知っていますか？

後見サイト（東京家庭裁判所 後見センターより引用）  
<https://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/kokensite/index.html>



東京家庭裁判所後見センターが運営しているウェブサイト「**後見サイト**」をご存知ですか？



インターネットで  
**後見サイト**と検索  
 すると1番上に出てきます。

## 後見等に関する手続きについて

### — 手続きの流れ・概要

成年後見制度全般（手続きの流れ・概要）を説明しています。

- ▶ [後見制度について](#)
- ▶ [申立てから後見等業務の終了まで](#)
- ▶ [被後見人等の財産の額や種類が多い場合](#)

このウェブサイトでは  
 成年後見制度**利用**の流れや  
**手続き**の説明を見ることができます。

### — 申立てをお考えの方へ

申立方法・申立書式・面接予約を説明しています。

- ▶ [成年後見・保佐・補助開始の申立て](#)
- ▶ [申立てにかかる費用・後見人等の報酬について](#)
- ▶ [郵送による申立書類の取り寄せ](#)

### 2.申立てに必要な書類はこちらからダウンロードできます。

- [申立セット一式](#) (PDF:1.826KB)
- 【パソコンで作成する場合には、こちらをお使いください。】
- [後見・保佐・補助開始申立セット（書式）（表紙）](#) (PDF:56KB)
- [提出書類確認シート](#) (ワード:33KB)
- [後見・保佐・補助開始申立書](#) (ワード:48KB)
- [代理行為目録（保佐、補助用）](#) (ワード:32KB)
- [同意行為目録（補助用）](#) (ワード:28KB)
- [申立事情説明書](#) (ワード:45KB)

申立てに必要な書類のダウンロードもすることができます！

※申立書類はちよだ成年後見センターでもご用意しておりますのでお気軽にご相談ください

## 申立て用診断書の様式が改定されました

・成年後見制度を利用するにあたって、医師へ診断書の作成を依頼します。

その診断書の書式が令和3年10月に変更となりました。

・「理解力・判断力の障がいの有無」の項目について、今までは「あり」か「なし」か、程度はどのくらいかというチェック項目でしたが今回の改訂で

### ・一人での買い物

- 問題なくできる  だいたいできる
- あまりできない  できない

### ・一人での貯金の出し入れや家賃・公共料金の支払

- 問題なくできる  だいたいできる
- あまりできない  できない

と変更され、具体的な日常の行動を判断する項目になりました。

(受遺裁判所提出用) (表紙)

判定の結果

(1) 意思の疎明の有無

障害なし  ときどき障害がみられる  頻りに障害がみられる  いつも障害がみられる

(2) 他人との意思疎明の有無

問題なくできる  だいたいできる  あまりできない  できない

(3) 理解力・判断力の障がいの有無

一人での買い物

問題なくできる  だいたいできる  あまりできない  できない

一人での貯金の出し入れや家賃・公共料金の支払

問題なくできる  だいたいできる  あまりできない  できない

(4) 認知力の有無

最近の記憶（事件や場所の記憶など）について

障害なし  ときどき障害がみられる  頻りに障害がみられる  いつも障害がみられる

過去の記憶（経験の名前や、自分の生年月日など）について

障害なし  ときどき障害がみられる  頻りに障害がみられる  いつも障害がみられる

(5) その他（※上記以外にも判断能力に關する事項等があれば記載してください。）

参考となる事項（本人の心身の状況、日常的・社会的な生活状況等）

※「本人情報シート」の提供を  受けた  受けなかった

（受けた場合は、その考慮の有無、考慮した事項等についても記載してください。）

以上のとおり診断します。 年 月 日

病歴又は診断書の名称、所在地

担当医師氏名

担当医師氏名 (医師の方へ)

印

※ 診断書の記載事項については、後見ポータルサイト（<https://www.courts.go.jp/saiban/index.asp>）からダウンロードできます。

※ 参考となる事項欄にある「本人情報シート」とは、本人の判断能力に關する診断を行う際の補助資料として、本人の意思疎明書を作成するシートです。提供があった場合は、診断への応用を奨励してください。

※ 家庭裁判所は、診断書と併せて本人からの同意書等に基づき、本人の判断能力について判断します。（審判によって医師による鑑定を実施することもあります。）

2/2 (令和3年10月版)

# 公証役場

## ってどういうところ？



公証役場は法務局管内に置かれる官公庁です。通常のオフィスビルに入っていることが多いので、なんとなく国の機関ではないのではないかと思われる方もいらっしゃると思います。「聞いたことはあるけど、行ったことはないかも」そんなアナタにお応えします。

### どんな人がいるの？



1名以上の**公証人**が常駐しています。公証人は、主に裁判官や検察官、弁護士などの法律専門家が公募により任命されます。また公証人以外に実務担当を行っている方も常駐し、お困りごとへの相談を行っています。

### 公証役場でできること

#### ※公正証書

= 公証役場で公文書として作成した証書

- **公正証書**の作成
- 私署証書や会社等の定款に対する認証の付与
- 私署証書に対する確定日付の付与

### 公正証書の良いところ！

公文書である公正証書は、当事者間で争いが起こって裁判となったとき、証拠として採用されやすい！

公正証書の原本は法令に定める期間、公証役場にデータで保管されます。災害時などでも安心！

### 公正証書の種類

遺言公正証書

任意後見契約  
公正証書

遺産分割  
協議公正証書

建物賃貸借  
契約公正証書

金銭消費貸  
借契約公正証書

不動産売買  
公正証書

等

例えば・・・

### 任意後見契約作成のイメージ

#### STEP1

公証役場に契約内容をまとめた原案と必要な資料を提出する。  
※公証人が原案作成も可

#### STEP2

公証人が作成した任意後見契約の草案を事前に確認する。

#### STEP3

公正証書を作成する日を予約をする。

#### STEP4

本人と任意後見受任者が公証人の前で契約内容を確認し、署名押印する。

#### 【必要な資料】

- 本人の戸籍謄本、住民票、実印、印鑑証明書
- 任意後見受任者の実印、印鑑証明書
- ※各書類は発行から3ヶ月以内のもの

#### 【公正証書作成に必要な費用の目安】

- 基本手数料 11,000円
- 登記嘱託手数料 1,400円
- 収入印紙代 2,600円
- ※その他、登記嘱託書 郵送用の切手代など

※詳細は、それぞれの公証役場にお問い合わせ下さい

- 霞が関公証役場 03-3502-0745 / 内幸町2-2-2 富国生命ビル地下1階
- 神田公証役場 03-3256-4758 / 鍛冶町1-9-4 KYYビル3階
- 丸の内公証役場 03-3211-2645 / 丸の内3-3-1 新東京ビル2階235区
- 麹町公証役場 03-3265-6958 / 麹町4-4-7 アトム麹町タワー6階

千代田区  
にある  
公証役場

2時間でまるわかり！

## 認知症時代の『自分らしさ』を求めて ～成年後見の今～

2025年には「5人に1人が認知症になる」と言われている中、成年後見制度への考え方も変わろうとしています。

後見人という、財産を管理する人といったイメージを持つ方も多いかもしれません。2000年の民法改正から20年以上経った今、制度利用をする人の「意思決定」の大切さへと考え方が見直されています。

目まぐるしく変わる社会における、成年後見制度の今、そして今後のために知っておきたい諸制度について学びませんか？

<日時>

令和4年3月9日(水)

14:00～16:00

<場所>

かがやきプラザ(千代田区九段南1-6-10)

<講師>

村山 澄江さん(司法書士/写真)

<内容>

- ・成年後見制度について
- ・日常生活自立支援事業など  
様々な制度も解説します！



## 障がいのある子が地域で暮らすために ～「親あるあいだの準備」～

障がいのある子を持つ親にとって、自分がいなくなった後の子どもがどうなるのか、また安心して地域で生活できるのかは大きなテーマです。

日々の暮らし・住まい・福祉サービス…様々なテーマの中から、今回は一昨年から続く第三弾として「**住まいのこと**」に焦点をあて、区内福祉施設担当者がグループホーム・ケアハウス等の区内での選択肢や課題等について分かりやすく解説します。施設担当者による**パネルディスカッション**も予定しております。

<日時>

令和4年2月4日(金)

14:00～16:00

<場所(定員：会場20名・オンライン30名)>

千代田区立障害者福祉センターえみふる  
(千代田区神田駿河台2-5)

<内容>

**「親なきあとの住まい」**

各施設のサービス内容や対象者、実際の生活の様子等

参加費  
無料  
※先着順

報告

## リーガルサポート東京共催講座 自分で決める！「もしもの時」の備え ～死後事務と任意後見～を実施しました！

最近、「終活」や「死後事務」という言葉を耳にすることが多くなりました。もしもの時に備え、どのような準備をしておけばよいか、判断能力が不十分になった時に備える任意後見制度とあわせて講演会を令和3年11月22日に実施しました。

講演会後には司法書士による終活についての個別相談会を実施しました。



## ●令和4年版

## 「悪徳商法バスターズカレンダー」配布

その年、その季節に被害の多い悪徳商法に対する注意喚起を促すキャッチコピーが入っています。

その日の予定や福祉サービスなどが書き込みやすいように罫線が入っており、毎年多くの方に好評をいただいています。

千代田区社会福祉協議会にて無料配布中です。

ちよだ悪徳商法バスターズとは？

千代田区内の悪徳商法の被害を防止すべく活動している区民による区民のためのボランティアグループです。



マイナンバーを聞かれても、  
安易に教えてはいけません！  
いきなり電話が来ることはありません。  
あなたの個人情報欲しいだけ。

↑キャッチコピー例

※なくなり次第配布終了



## 千代田区社会福祉協議会 ちよだ成年後見センター

住所 千代田区九段南1-6-10 かがやきプラザ4階

電話 03-6265-6521

FAX 03-3265-1902 E-mail kouken@chiyoda-cosw.jp

開館日時 月～金曜日(年末年始・祝日除く) 午前8:30～午後5:15

